○経済産業省告示第百三十六号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月二十六日

学校の名称	学部・学科名	備考
秋田県立大館工業高等学校	電気科　全日制課程	最終の卒業者の卒業年月 平成二十八年三月

経済産業大臣　林　幹雄

○経済産業省告示第百三十七号

電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令（昭和四十年通商産業省令第五十二号）第一条の三の規定に基づき、次の学校の認定を取り消したので、同省令第一条の四の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月二十六日

学校の名称	学部・学科名	備考
山形県立新庄神室産業高等学校	電気システム科　全日制	最終卒業は平成二十八年三月

経済産業大臣　林　幹雄

○国土交通省告示第七百九号

国土交通省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）及び沖縄総合事務局長に委任した件（平成十四年国土交通省告示第七百七十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年四月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

表を次のように改める。

会計	項目	摘要
一般会計	道路環境等対策費	
	地球温暖化防止等対策費	
	鉄道安全対策事業費	踏切保安設備整備事業を除く。
	総合的物流体系整備推進費	
	地域公共交通維持・活性化推進費	地域公共交通確保維持改善事業費補助金 地域公共交通バリア解消促進等事業のうち航空に関する事業に係るものを除く。
	沖縄北部連携促進特別振興事業費	沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金 北部地域交通連携推進事業に限る。
	観光振興費	
	訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金	
	観光圏整備事業費補助金	
	低公害車普及促進対策費補助金	
	モーダルシフト等推進事業費補助金	
	鉄道施設総合安全対策事業費補助	
	広域物資拠点施設整備費補助金	
	地域公共交通確保維持改善事業費補助金	
	沖縄北部連携促進特別振興事業費補助金	
	自動車事故対策費	
	自動車事故対策費補助金	自動車運送事業の安全総合対策事業に係るものに限る。
自動車安全特別会計	東日本大震災復興特別会計	住宅・地域公共交通等復興政策費
		地域公共交通確保維持改善事業費補助金
		東北観光復興対策交付金

附　則

1　この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、平成二十八年度予算に係る補助金等から適用する。

2　平成二十七年度以前の予算に係る補助金等で平成二十八年度以降に繰り越されたものの交付に関する事務については、なお、従前の例による。

○国土交通省告示第七百十号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定に基づき、平成二十八年四月十五日付けをもって次の有害水バラスト処理設備を相当指定したので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年国土交通省令第八十一号）附則第十三条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年四月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

相当指定番号	設備の名称	設備の型式	製造者等の名称	製造者等の住所
第3号	JFE BallastAce	JFE BallastAce	ＪＦＥエンジニアリング株式会社	神奈川県横浜市鶴見区末広町２丁目１番地

○防衛省告示第九十九号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の取消しを次のとおり告示する。

平成二十八年四月二十六日

防衛大臣　中谷　元

信号符字	番号	名称	取消年月日
ＪＳＶＱ	十二	練習船１２号	平成二十八年三月二十二日

○東北地方整備局告示第百四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十八年四月二十六日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

その関係図面は、平成二十八年四月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四十七号及び百八号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
大崎市岩出山池月字下宮道下四番一から同市岩出山池月字下宮苗代目二四番一まで	前	一七・一〇～六〇・八五メートル	一四四・一四〇キロメートル
	後	七五・六〇～一四〇・〇〇メートル	一四四・一四〇キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所